

# 平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 河川砂防課

担当名: 荒川上流域、砂防担当

内線: 5141

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B25	社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費			一般会計	土木費	河川費	砂防費	社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費		
事業期間	昭和51年度～	根拠法令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条、第21条	戦略項目						
				分野施策		010503 治水・治山対策の推進				
<p>1 事業の概要</p> <p>土砂災害から県民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備等を計画的に推進し、災害の防止や地域の安全確保を図る。</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊対策事業 118,552千円 国の内定及び事務費の節減による減</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容 急傾斜地崩壊危険区域に急傾斜地崩壊防止施設を施工する。 土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する。</p> <p>(2) 事業計画 檜平(秩父市) 外5箇所 ・土砂災害危険箇所ごとに危険度や周辺施設の整備状況等を総合的に判断し、緊急度の高い箇所からハード整備を実施する。 土砂災害防止法に係る基礎調査 ・土砂災害防止法に基づく区域指定を行うことにより、関係住民への危険の周知、警戒避難体制の整備や宅地等の開発の抑制などのソフト対策を進める。</p> <p>(3) 事業効果 がけ地崩壊による災害から人命・財産を保護することができる。</p> <p>(4) その他</p> <p>(5) 補正予算の概要 (1) 急傾斜地崩壊対策事業: 国の内定及び事務費の節減による減額</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分 (国: 1/2, 1/3・県: 1/2, 2/3)</p>										
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>公共事業等債 充当率90%(通常分50% 財対分40%) 交付税措置 財対分50%</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円</p>										
予算額		財源内訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	分担金 及び負担金	県債						
決定額	118,552	56,050	6,200	56,000				302	249,375	
現計額	367,927	159,500	29,027	172,000				7,400		